

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 第 2 回 滋賀県窯業・土石製品製造業専門部会  
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 10 月 14 日（金） 午前 9 時 28 分～午前 11 時 49 分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 佐野洋史 木下康代 労働者代表委員（定数 3 人） 相澤三千代 旭 光輝 津田真志 使用者代表委員（定数 3 人） 枝國聡司 中村 淳 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p><b>労側委員の主張</b></p> <p>本年 4 月以降、あらゆる物の物価が上昇し続けており、10 月から更に桁違いの食品等値上げが行われ、物価上昇に賃金額 UP が追いついていない。</p> <p>前回「新型コロナウイルス感染症の影響は少なからずあるものの、県内の窯業・土石製品製造業の業績（売上高・営業利益・経常利益・当期利益）は、2020 年度と比べ 2021 年度は回復している。」と主張したところ、使側から「コロナ禍以前には戻っていない。」との反論を受けた。</p> <p>しかし、本年 7 月 19 日、滋賀労働局に提出した「申出書」において、機関決定を行った 9 労組（7 社）のうち 5 社のコロナ禍前 2018 年の売上高・営業利益・経常利益・当期利益と 2021 年の数値を比較した場合、値がイレギュラーであったカーボン 2 社を除き（2018 年が特需であったため）、他の 3 社は「コロナ禍前と比較し遜色はない」といえる。</p> <p>滋賀県内の他産業の特定（産業別）最低賃金の引上額と比較すると、窯業・土石製品製造業最低賃金の引上額が低く抑えられており、今後、地域別最低賃金（927 円）に埋没してしまうと、公労使で審議する場（専門部会）すら失ってしまうこと等に対して、危機感を有している。</p> <p>今年に入ってから有効求人倍率が上昇しているものの、どれだけの方が、窯業・土石を選択肢の一つとして考えていてくれるのか疑問である。</p>

今年度は、業績もさほど悪くなくことから、県内他産業との差を縮小するチャンスと思っている。

以上から、前回労側が提示した金額は苦渋の決断で提示したものであり、企業物価指数の高騰について十分に理解しているものの、前回と同額を維持した。

その後の協議において、本年実施の「最低賃金に関する基礎調査結果」窯業・土石製品製造業の影響率を参考として金額を提示した。

### **使側委員の主張**

新型コロナウイルス感染症、原油・材料費や物流コストの高騰、円安等の影響について、大手企業は円安による為替益や価格転嫁を進めて増益となっている企業もあるが、中小企業・小規模事業者は為替益は見込めず、更に、価格転嫁も大手ほど進んでおらず、原材料価格の高騰が大きく経営に打撃を与えている。

窯業・土石県内企業の今年第1四半期又は1～6月期の決算状況を見れば、概ね円安等の影響で増収増益傾向である。ただし、それに見合うだけの利益は出ていない。

さらに、価格転嫁は、昨年より進んでいるものの、価格転嫁率は44.3%に留まっており、残りの約56%は利益を押し下げる要因となっており、中小企業・小規模事業者における状況はさらに厳しい。

地賃の31円引上げは「根拠が乏しい」ことから使用者側は反対しており、現在でも納得しているものではない。特定(産業別)最低賃金は、地域別最低賃金のようなセーフティネットの役割は担っていないことから「31円UP」をベースとして話し合うつもりはない。

以上から、労働者側は提示額に歩み寄りがなく前回提示額を維持したものの、使用者側も前回提示額を維持すれば専門部会が滞るので、以下のとおり金額提示を行った。滋賀経済産業協会集計の「令和4年春季労使交渉妥結状況(会員企業全体)」の製造業平均の妥結率を基に算出した金額を提示した。

その後の協議において、日本経団連「2022年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果(加重平均)」の賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。

・労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。

次回：令和4年10月31日(月) 9:30～